

費用弁償の見直しについて（令和6年度から）

費用弁償の見直し

費用弁償について、会議出席日数に応じた定額支給（300円）を廃止し、実際に要した費用を弁償するという性格をより重視し、公共交通機関（電車、バス）を利用した場合の実費支給に変更します。

会議への出席に係る移動手段（自動車、公共交通機関など）を職員にお伝えください。

（ご注意）

令和5年9月議会に条例改正案を提案予定です。議会における審議により、内容が変更になる場合があります。

ご不明な点がございましたら、各所管課へお問い合わせください。

宮代町総務課